

令和5年3月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和5年3月7日(火)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	令和5年3月7日(火) 午前8時57分
閉 会 日 時	令和5年3月7日(火) 午後2時25分
委 員 長	坂本国広
委員会出席委員	
委 員 長	坂本国広
副 委 員 長	小泉晋史
委 員	羽鳥 健 大塚佳之 永沼博昭 諏訪 三津枝
委員会欠席委員	なし
委員外議員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 1 9 号	鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する 条例	原案可決
第 2 0 号	鴻巣市融資審査会条例を廃止する条例	原案可決
第 2 1 号	鴻巣市勤労青少年ホーム設置及び管理条例 を廃止する等の条例	原案可決
第 2 2 号	令和 4 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 3 号）	原案可決
第 3 0 号	令和 5 年度鴻巣市一般会計予算	原案可決
第 2 3 号	令和 4 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会 計補正予算（第 4 号）	原案可決
第 2 7 号	令和 4 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計 補正予算（第 3 号）	原案可決
第 3 1 号	令和 5 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会 計予算	原案可決
第 3 6 号	令和 5 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計 予算	原案可決

委員会執行部出席者

危機管理監 佐々木 紀 演  
危機管理課長 金子 学

(市民生活部)

市民生活部長 関 根 則 男  
市民生活部副部長 武 田 昌 行  
市民課長 加 藤 勝 美  
国保年金課長 野 口 豊 和  
国保年金課副参事 高 橋 亮 介

(環境経済部)

環境経済部長 高 坂 清  
環境経済部副部長 堀 越 延 年  
環境経済部副部長 宇 野 彰  
環境課長 長 澤 和 弘  
環境課副参事 小 林 弘 樹  
環境課副参事 山 崎 忠 義  
農政課長 山 崎 淳 一  
商工観光課長 清 水 健 紀  
道の駅整備プロジェクト課長 秋 山 信 行  
道の駅整備プロジェクト副参事 福 智 秀 一

吹上支所副支所長 大 島 和 之  
吹上支所市民グループリーダー 川 又 敦 子  
川里支所副支所長 吉 田 勝 彦

書 記 小野田 直 人  
書 記 小 林 美奈子

(開議 午前 8 時 5 7 分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

議案第 30 号 令和 5 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分の質疑を続けます。

(大塚) おはようございます。それでは、何点か伺いたいと思います。まず最初に、119 ページ、交通安全啓発事業であります。本会議、また昨日の質疑の中で確認をしたことを初めに触れたいと思いますが、この事業につきましても、特定のまず情報を収集し、それらを分析や検証を踏まえて最終的には周知をして活用するということになるかと思えます。ちなみに、施政方針、これは資料の 7 になりますか、予算資料の 7 のところでは、カーナビデータで得た急ブレーキデータを活用し、危険箇所注意喚起の看板を設置、さらに自治会や学校、保育所等へ情報提供すると記されています。

そこで、最初の質問ですが、カーナビデータの情報の基となる情報源について伺います。

(市民生活部副部長) それでは、お答えいたします。

このデータの基ということなのですが、埼玉県がホンダと協定を締結しておりまして、その中でホンダのほうでセーフティマップということで、ブレーキポイント、それから事故の発生箇所等を記した地図を公開しております。そのデータ、市内のブレーキ箇所というのをポイントとして拾っております。

(大塚) それに基づいて、今のところの見込みでは、看板の設置数については 30 というふうになっていたかと思えます。

続いて、具体的に看板にはどのような内容を表示するのか。いわゆる誰向けに、どんな意図を持って作られる看板なのか。看板の内容についてはどうでしょうか。

(市民生活部副部長) まず、急ブレーキのデータになりますので、スピードが出やすい箇所になるかと思われまして、スピードを落とせという看板を運転手に向けて注意喚起を、そのために設置をしたいと。それと、私ども、ある程度場所については目を通したのですけれども、やは

りスピードが出やすいところと、あと見通しの悪い交差点もございませ  
るので、交差点注意といった看板をやはり運転手向けに設置をしたいとい  
うふうに考えております。

（大塚）看板に示す内容としては、車両に対して、いわゆるドライバー  
に対してスピードを落とせという標示、あるいは交差点がありますよと  
いうような、これは運転手、ドライバーに限らず、そこを歩く人、歩行  
者に向けての注意喚起にもなるかなと思います。これは、それぞれ対象  
とする人、今申し上げたように運転手であったり、歩行者であったり、  
違いがあるのですが、そこら辺分かりやすいというふうな看板になって、  
効果があるのでしょうか。というのは、運転手の方というのは、運転さ  
れる方は、リピートして通る方もいらっしゃると思いますが、本当に数回しか  
利用しない場所にそういう看板があるということもあり得ますし、歩行  
者の方はおおむね近くの方がその看板の対象者といえますか、見る方が  
多いと思うのですけれども、そこら辺、看板を立てるだけでかなりの効  
果があるのか。あるいは、ちょっと担当課が違うかもしれませんが、例  
えば路面標示とか、交通安全対策という意味で別のことも施したほうが  
いいのか、そこら辺、あまり看板に頼っていると効果の在り方がどうか  
なという疑問も若干あるのですけれども、そこら辺トータルで安全対策  
という意味では何かお考えがあるかを伺います。

（市民生活部副部長）安全対策ということですのでけれども、看板の設置  
については自治会等から年間を通して多くの要望をいただいております  
ので、かなり色とか文字も目立つものを使っておりますので、注意喚起に  
はつながるかなというふうに考えております。ただ、委員おっしゃると  
おり路面標示もかなり効果がございませるので、路面標示、看板が設置で  
きない箇所、またはもっとより効果的な対策が必要な箇所については、  
道路管理者である道路課等とも協議しながら対策を進めていきたいと思  
っております。

（大塚）では、次の質問に移ります。

121ページ、A I を活用した交通安全対策事業であります。これについて  
は、幾度となく、昨日も含め質問に上がっております。結果としては、

交通事故発生リスクを地図上に表現することによって、多くの皆さんにそのリスク情報を伝えながら共有し、交通事故の未然防止を図るということになっていると思います。本会議でもちょっと確認で出たと思うのですがけれども、ここでいう地図上に表示する、その地図は、現在鴻巣市につくるというか、ホームページ上にあるこのとりっぷということでよろしいか、その点をまず確認をします。

（市民生活部 副部長）こちらは、アプリケーション形式で納品されます。それが地図データとなるのですがけれども、それをこのとりっぷに掲載可能というようなことですので、掲載をして公開をしていきたいというふうに考えております。

（大塚）今現在、今答弁にありましたこのとりっぷなのですがけれども、実は慌てて見てみました。一番最初に地番参考図から始まって、暮らしに関わる道路や防災、暮らし、あるいは福祉、子育て、教育等々、17の項目が今表示されています。基本的には18番目になるかどうか分かりませんが、ここに加えるというような認識でよろしいでしょうか。

（市民生活部 副部長）そこに加える形になります。

（大塚）そうすると、18番目にA Iによる事故発生リスク云々という項目が増えた場合、このこのとりっぷの閲覧状況にもよると思うのですがけれども、市民の皆さん、あるいは興味がある、関心がある方々がどのぐらいこの部分にこういうものがあると、現在のこのとりっぷも含めて、それがどういう形で市民の皆さんに浸透しているのかというのが当然私は分かりません。

1つ気になるのは、例えばこのとりっぷの中に表示をした後に、どうやって皆さんにそれを見てもらって、活用してもらおうかというのが本来重要かなと思います。改めて伺いますが、このとりっぷの表示後の活用方法についてはどのように、周知を含めて考えているのでしょうか。

（市民生活部 副部長）掲載前、掲載予定の段階から、市の新たな交通安全に対する取組ということで、広報等でその地図、このとりっぷの件、それからその地図の内容、目的等も含めて周知を図っていききたいと思います。

(大塚) 物事を進めていく中で、スタートしてから当然途中でどのぐらい活用されているか、あるいはどのぐらい皆さんに興味関心を持っていただいているかという分析という仕事がやっぱり重要だと思うのです。そこら辺は、定期、不定期があると思うのですけれども、しっかりと定期的にできたらチェックをしながら、見やすい表示になっているか、あるいは分かりやすくなっているか等も含めて担当課のほうで検証を常に行うということが必要だと思いますが、その点はいかがでしょうか。

(市民生活部副部長) その辺も含めて、交通事故の状況等も含めて交通安全対策事業として実施しておりますので、交通事故状況、それから啓発関係も、市民の皆さんどれだけ活用していただけているかどうかも含めて検証のほうは続けていきたいと思います。

(大塚) 続きまして、141ページ、住民基本台帳事務事業であります。具体的には、おくやみ窓口の設置というのが示されています。これは亡くなられた方の遺族への対応だと思われませんが、ここの予算書に計上してあるおくやみチェックリストというのがあります。まず、これは何なのかを伺います。

(市民課長) おくやみチェックリストとは、現在運用している住民基本台帳システムにおいて、実際に死亡した方の保持している属性情報、年齢とか、世帯構成とか、あと健康保険の加入状況とか、そういうのを参照してその人独自の手続案内を作成するものです。それで、どういう手続が必要かを案内するという、そういうものです。

以上です。

(大塚) 鴻巣では初めての試みということになると思うのですが、近隣ではこの活用というのはもう既にされているのでしょうか。そこら辺はいかがでしょうか。

(市民課長) 埼玉県内でお悔やみの窓口を設置しているというところでちょっと調べたところなのですけれども、近くでは上尾市です。上尾市とか戸田市、あと越谷、あとは桶川がやっております。

以上です。

(大塚) 昨日の質疑の中で明らかになったことが1点ありまして、では

窓口の場所はどこに設置するのかという点であります。昨日の答弁では、市民課カウンターの一角で、いわゆるカウンター越しということで答弁があったと思います。その状況によって、その人によって違いがあるかもしれませんが、基本的に遺族の方かお見えになったときに、場合によってはやはりその人の持っている、あるいはその状況においてプライバシーというのが当然あると思うのです。そうすると、状況によっては、プライバシーの保護の観点から、個室での対応を希望される場合もあるのかなと思います。改めて、カウンターの一角はオープンな場所なので、個室での対応というのは可能かどうか、あるいは検討をされているのかどうか、その点はいかがでしょうか。

（市民課長）今想定しているのは、今マイナンバーカードの、昔スペースで使っていた、カウンターをちょっと区切ってあるところがあるのですけれども、一番端っこなのですけれども、そこで行くことを考えているのですけれども、ある程度の機密性といいますかはあるかなとは思っているのですけれども、実際やってみないとちょっと分からないところもありますので、やりながらちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

（大塚）その都度、必要に応じて対応ということで理解をしたところです。

この点については最後なのですが、当然先ほどのチェックリストに基づいてということになると思いますが、恐らく人によっては様々な手続が必要になると思います。そうはいっても、中身によっては吹上支所、川里支所でできることもあると思いますが、ここでいう本庁の市民課での対応ということで限定してお伺いしますけれども、必要があれば次の手続が必要な窓口へ案内するというのが答弁の中にあっただけだと思いますが、これ自体は市民サービスでよく言われるワンストップ機能に当たるのでしょうか。というのは、一般的にワンストップというのは、そこに座ったら基本的には移動しなくて済むという私は認識なのです。次の案内に、次の案内にという順次動かなくてはいけないので、これが今回やろう



としているおくやみ窓口の中でできる限り移動をしなくて済むような、限りなくワンストップ機能に近いもののほうが利用者は絶対便利を感じると思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

（市民課長）こちらも他市の状況なのですけれども、どの程度のサービスレベルによるかにもちょっと依存してしまいますので、他市の状況を見ますと約3割から5割程度の、ちょっと幅があるのですけれども、ワンストップ率ですか、あります。専門性とか、あとは具体性がある手続については、どうしても担当課でないと説明がし切れない部分がありますので、可能な限りでワンストップをするという考え方もあると思うのですけれども、これはスモールスタートということで、やりながら、どこまでサービスができるかによって変わってくるかと思っておりますので、そこら辺は職員の体制を含めて可能な範囲で、ワンストップができるかどうか、ちょっと検討しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

（大塚）次の質問に参ります。

235ページ、ちょっと飛びますが、コウノトリの里づくり事業であります。本会議の質疑の中で、多分質問の発言の中でちょっと記憶にあるのですけれども、今回このコウノトリの里づくり事業にも関連するのですけれども、コウノトリを飼育するというのは我々も理解しています。ただ、飼育するのが目的ではなくて、最後は野生復帰、いわゆる解き放つというふうに私個人としては思っているのですが、どうも本会議での質問の中で、そこで飼いなす的なニュアンスで私はちょっと聞いた覚えがあるので、そこら辺、今回のこの事業については、最終的には、まだ生まれていませんが、ひなの誕生を待って、最終的には自分で飛び立てるまで面倒を見て、最後は野生に復帰させる、いわゆる飛び立って、すむ場所はあそこではないという捉え方でよろしいかどうか、この考え方について最初に伺います。

（環境課副参事）このコウノトリの里づくり事業として、今大塚委員さんのおっしゃられたように、コウノトリ自体に関しては、飼育するのが最終目的ではなく、今飼育している2羽からひなが生まれ、それを放鳥

するというのがコウノトリ自体の目的となっております。ただ、里づくりというのが、このコウノトリがシンボルとしてなので、コウノトリがすめるような、生き物が豊富な鴻巣市というのが本来の最終目的ではあります。今回、湿地環境という形で川里地域内に1か所、そういう餌場となるようなところを設けさせていただく案を出させていただいているのですけれども、川里地域だけではなく、鴻巣市内、可能性のあるところは、コウノトリ自身が飛び立った後に餌場となるところを見つける形にはなりますので、その1か所、有力な候補地として川里地域内の湿地環境の場所を造成と言えるか、そこまで大きな規模の工事ではないのですけれども、整えていきたいという考えの下に今回の予算のほうを上げさせていただいております。

以上です。

(大塚) 今答弁でありました川里地域ということが出ましたので。昨日の答弁の中で、いわゆる特定の地域、水辺環境をつくるために掘削、いわゆる掘り下げてつくるという話が昨日出たと思います。その中で、川里中央公園拡張予定地の一部というふうに出ていますね。ということは、今現在は拡張確定地ではなくて予定地。そこら辺はどこを指しているのか、それをまず伺います。

(環境課副参事) 具体的な場所という形によろしいでしょうか。具体的な場所ですと、地番ですと関新田の2009—1番地ほかとなります。具体的にもうちょっと分かりやすく申し上げますと、今釣りが行われている弁天池のすぐ北東側に面したところで、東側には川里中央公園のドッグランがある、そのちょっと三角形に近いような土地を今回の予定地とさせていただいております。

以上です。

(大塚) 最終的には水辺環境をそこでつくることによって、いわゆる餌場といいますか、餌が育つような、自然の生き物が育つような場所を想定しているということになると思います。

それと、昨日の答弁の中でもう一点、これは令和5年度の事業ですというふうに答弁されたと思うのですが、令和5年度というのは、意味と

しては6年がどうだ、7年がどうだ、この先どうだと、それに関連するという理解ですか。その点はいかがですか。

(環境課副参事) 昨日お答えさせていただいた令和5年度の単年度というお話に関しては、今回の予算上での掘削を行うことが令和5年度の単年度ということで、それ以降、6年度以降に関しては、その掘削したところが何かの原因で埋まったりしない限りは、その後は除草作業程度のものでも済む形になると考えておりますので、今回の令和5年度予算、掘削に関したもののだけになります。

以上です。

(大塚) その点は十分理解しました。

最後に、1つ気になる点があります。というのは、合併してから現在に至るまでの間、施策別重点的プロジェクト事業というのが13上げられました。その中の一つが、いまだ形としては出来上がっていない一つが川里中央公園の再整備です。気になる点というのは、その中央公園の整備の中で、いわゆる掘り込んで水辺環境をつくるというのは、その整合性というか、その計画の中にとって、これが生かされるというか、あって問題ないのかどうか、その整合性についてはいかがでしょうか。

(環境経済部長) それでは、今のご質問については私のほうからお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、今回我々のほうで整備するところというのは公園の整備予定地で、まだ整備がされていないため、整備がされる間の餌場環境ということを考えての施策になります。ただ、委員おっしゃるとおり、買収とかが終わりましたして着工するということになればまた、水辺という点では、我々そここのところは都市計画課とまだ正確に詰め終わってはいないですけども、ビオトープ型の調整池とか、そういったものが考えられれば、今の我々がやった取組が生かされていくかなというふうに考えております。

以上です。

(大塚) 最後の質問になります。

275ページです。ひな人形のまち鴻巣PR促進事業であります。これにつ

いては、説明の中でもそうでしたが、令和5年度、ちょうど切りのいい回数であることということで予算計上がされています。これ今年、つい最近終わったばかりということで、3月3日ないし4日の2日間で、エリアによって違いがあったかと思うのですが、19年間続けてきたということになると、当然その間、装飾の人形って増え続けているのか、それとも減っているのか、そこら辺がちょっと気になるのです。まず1点目は、装飾用ひな人形の数については、今現在を含め、どのような推移をしているのか、その点を伺います。

(商工観光課長) ひな人形の数、推移でございますけれども、ここ昨年、一昨年と、コロナの関係もございまして、募集等行っておりませんでした。その前の段階でストックしていたひな人形を昨年、一昨年と飾ったというようなことでございます。全体の数としましては、今年、改めて200組のひな人形の受入れに対しまして、実際227組受入れをしたということでございます。7段飾りですとか、5段飾りですとか、そういった固体によって数が違いますので、ひな人形自体全体の数というのは、申し訳ございませんが、把握しておりません。ただ、もう20回重ねてきているところで、実際飾りつけするのは、ひな部会というところのボランティアの方が行っております。その方たちの体感というのでしょうか、それで来年はこの数、また新規でこれぐらいの数を受け入れるというところを把握しているというところでございます。

以上です。

(大塚) 個体数だと、とてもカウントしたくてもできないのかなと思いつつ、とはいえ、古くなって、やっぱり飾るにはもう無理かなというのがあると、当然廃棄をしながら、さらに追加をしていくというか、入れ替えていくということになるのでしょうか。会場としては、メイン会場を含め、サテライトと称して数か所、この本庁舎も含めてあります。恐らくそれが終わると、また来年ということで、おおむね1年間どこかに保管をするわけです。かなりの数、例えば足場となる台等も含めるとそれなりのボリュームになるのかなと思うのですが、この保管について、場所、あるいはその方法についてはどのようになっているか伺います。

(商工観光課長) すみません、先ほどちょっと答弁漏れというか、実際今年227組受入れさせていただきましましたけれども、実際古くなって、一旦ひな人形につきましては川里にある前の区画整理の事務所でしょうか、あちらのほうに収めさせていただいております。その中で、5月、6月ぐらい、ちょっと落ち着いた時期に、来年使えないようなひな人形につきましては仕分させていただいて、その翌年、人形供養ですとか、そういったところでおたき上げ、ご供養をさせていただいているところがございます。また、ひな壇につきましては、本庁舎の前のバス車庫、バスを置いていた車庫があるのですけれども、そちらのほうにひな壇のほうを全部収めさせていただいているというところがございます。

以上です。

(大塚) それ以外にしまい込む場所というのはないということで、何かもう1か所ぐらいあるようなことを聞いたのですが、その2か所で大丈夫でしょうか。

(商工観光課長) ひな壇につきましては、本庁舎のバス車庫のほうに収めておりますし、ひな人形は川里のほうに今集約して収めているというふうに伺っております。(P.27 発言の訂正あり)

(大塚) 今答弁にありました区画整理の事務所は、広田でもどっちかという于行田寄りのプレハブの建物でしょうか。決して新しい建物ではないので、今日あしたというわけではなくても、雨の心配やら、風が強くと吹いて建物がどうなのだというような多分年数はたっていると思います。加えて、答弁があった川里地域にという中の一つが恐らく元の川里歯科、いわゆる駐在の裏手の建物でしょうか、多分あそこも収納場所になっていると思うのですが、多分花久の物品があそこに入っているということをごらんと聞いたのですけれども、あそこの建物も、すぐのすぐに雨漏りはしないまでも、決して新しい建物とはちょっと言い難い。何か一部には天井の板が少し下がってきているみたいな話も聞いたことがあります。今後、来年は20回を迎えるわけですけれども、これから総合的にびっくりひなというものの自体をまちの宣伝の材料のいわゆるメインとして捉えてやっていくということになると、将来的には保管について

もししっかりと場所を確保して、例えばの話、職員の皆さんも職場が替わるわけです、数年たつと。そうすると、しっかりと引継ぎができればいいのですが、場合によると、タイミングによってはなかなか、先ほど出たように一定の時期が過ぎてから見直しをして処分したり、使い回しをしたりということも含めて、私はできたら保管等についてはなるべくトータルで、まとめたところで保管するのがいいのかなというふうに思っています。そうすることによって飾りつけ、いわゆるスタート前も楽ですし、終わってからの撤収もとても効率性が高くなると思うのです。それらについては、いわゆる保管場所ですけれども、今まで議論あるいは検討があったのか、なかったのか、今後においてはどうなのか、その点はいかがでしょうか。

（環境経済部長）お答えいたします。

今大塚委員おっしゃられたとおり、担当の中では、その保管場所というところは、何かもう少しうまい場所はないかなと、作業スペースも含めて、そういったことは考えてはいますけれども、具体的にどの場所かどうかというふうにというところまでは、あくまでも担当の中の話の中で、まさに大塚委員おっしゃったような内容がどうだろうねというところはあるのは確かですけれども、それを具体化して計画にするというところまでは至っていないというのが今の現状でございます。

以上です。

（羽鳥）それでは、令和5年度一般会計予算に対して質疑をさせていただきます。歳出の部分ですが、前質問者と重複する場合はしよることがありますので、その点を留意の上、答弁のほうをお願いいたします。まず、121ページ、これ重複するのですが、AIを活用した交通安全対策事業の内容と今後の展開ということでお聞きするのですが、AIを使うということで、今までに全くなかった発想だったものですから、あえてここをお聞きいたします。

（市民生活部副部長）それでは、お答えいたします。

AIの活用という部分では、本市では昨年度、鴻巣市DX推進計画を策定しておりまして、その中でもAIの活用、利用促進を進めることとし

ております。また、交通事故等も昨年より増加傾向となっておりますので、そういった部分も踏まえまして、新たな事業ということでA Iを活用した交通安全対策事業を実施することとしております。

（羽鳥）そうしますと、このA I、人工知能ですよね。この人工知能、スーパーコンピュータとかそういうのを使うというふうに私らは考えておったのですが、実際その機械、ハードのほうはどこに置いてあるのでしょうか。

（市民生活部副部長）ちょっとどこにというのは分からないのですが、このA Iのサービス自体が特許のほうを申請しているということですので、実証実験も踏まえて効果が見込めるということで、サービスの提供が開始になっております。

（羽鳥）結局、市内というか、本庁舎内でやる事業なのか、それとも外部に委託してやってもらう事業なのかが全く見えないのです。その上とともに、鴻巣市内、結構広い面積がありますし、交通事情で非常に問題のある箇所というのはもう多々あると思うのです。それをどのようにピックアップしてこの交通安全対策事業に活用ができるのかが具体的に見えてこないのです。それを55万円の予算内で行うということに関して、一体どこまでできるのだというふうに心配してしまうわけなのですが、その点いかがお考えなのかをお聞きいたします。

（市民生活部副部長）こちらは、まずD Xの推進に関する包括協定を締結している三井住友海上火災保険株式会社、こちらから提案があって、こちらがあいおいニッセイ同和損害保険株式会社、それからM S & A Dインターリスク総研株式会社、こちらと3社共同でこのサービスを開発しております、そのA Iの基のデータの部分は警察等からも提供を受けるということで、交通事故発生箇所、それから道路構造とか、あとはカーナビとかドライブレコーダーのデータなんかも活用しながら、A Iのほうでリスクの評価分析を行う、それを地図上に落としたものが鴻巣市に納品されるという形になります。

以上です。

（羽鳥）前任者のほうの質問でもありましたが、それをこうのとりっぷ

のほうのアプリで落として見るができること。実際に最初の年度としては何か所ぐらい危険な箇所が提示できるのか、お分かりでしょうか。

（市民生活部副部長）こちらが、リスクが数値化されて、色分けもされるわけなのですけれども、このリスク高い部分がどれほど出るかというのがちょっとやってみないと分からない部分はあるのですけれども、先ほどから答弁させていただいているホンダのブレーキについてが100か所程度、今拾い出しをしておりますので、特に危険な箇所、レベルが高い箇所が30か所程度あるのではないかと今想定しておりますので、同程度の規模になるのかなというふうには想定しております。

（羽鳥）この事業は、令和5年度から継続事業という形でずっと続いていく事業なのでしょうか。

（市民生活部副部長）まず、55万円の根拠が、人口規模、それから道路延長によってこのアプリケーションの金額が決まってくるわけで、それが税込みで55万円と。こちらのデータについて、今まだ確認は取れていないのですけれども、毎年新たに更新されるようであれば、また事業者のほうとも協議をしながら、また効果も見ながら続けていきたい、市のほうのデータも更新して、追加された箇所については交通安全対策を取っていきたいというふうに考えております。

（羽鳥）次に、125ページの自治振興課の中の地域防犯体制支援事業なのですが、これも本会議のほうでも委員会のほうでも質問があったのですが、あえてちょっとまた改めてお聞きするのですが、約6台ですか、防犯カメラを増やすということでお聞きしたわけなのですが、それとともに、継続してやられている事業なので、令和5年度、特にここを気をつけてやりますということがあればお聞きいたします。

（市民生活部副部長）3駅を中心にこれまで実施してきておるわけですが、来年度につきましては駅の、鴻巣駅でいいますと、広い範囲になりますので、足りない部分という、追加する形になりますが、北鴻巣駅、それから吹上駅については、駅に向かう通りの大きな交差点、その部分まで拡大をしておりますので、大きな交差点と車、人通りが多い交差点を今回設置する予定でおります。



(羽鳥) そうしますと、令和5年度のこの事業が達成されると、3駅に関しては駅周辺のほぼ100%をもう防犯カメラでカバーできるというような理解をしてよろしいのでしょうか。結局は完成するという形を取られるのでしょうか。

(市民生活部副部長) 来年度の6台で合計31台になるのですけれども、ではそれで全て撮影できるかということ、なかなか難しい部分はあるのですけれども、駅周辺の主要な部分については一旦これでおおむね完了するという形で考えております。

(羽鳥) 他の質問者のほうの答弁のほうで、これが終了した場合、公園、住宅街、通学路のほうに今後検討されるような答弁があったかと思ったのですが、これでよろしいのでしょうか。

(市民生活部副部長) 他市の事例ということで答弁させていただきましたが、駅前が完了というか、おおむね一段落しますと、では次、どういった効果的な箇所があるのかということで、他市の事例を見ますと、公園や通学路、住宅街、それから犯罪の発生箇所、自治会要望箇所等がございましたので、今後も調査をしながら、また警察とも協議しながら検討していきたいと思っております。

(羽鳥) 今、鴻巣市内においても非常に盗難が発生しているのです。それが高級自動車の盗難が多いのです。びっくりするぐらいの、エリア内で2台、3台続けて盗難が起きているということもありまして、自治会のほうから、市のほうから防犯カメラの設置をしてくれないかと、そういう話も出てくるぐらいの今状況なのですが、こういう事例に関しては担当部署としてどのようにお考えかを、ご見解をお聞きいたします。

(市民生活部長) まず、防犯カメラの要望という形なのですけれども、基本的には市民の方から直接、自治振興課なり、そういった形に要望というのは実はないです。1つ、自治会活動の中で、コロナで2年、3年活動がない中で、地域の中に防犯カメラを設置したいというようなお話があったということは聞いています。これは、市でつけてほしいということではなくて、自治会活動の中でつけるに当たってということ、ただこれやはり防犯カメラというのは監視カメラではありませんので、設

置基準とかもその辺も踏まえて、ある程度防犯効果のあるところについては警察のほうにご相談するのも一案かなというところでお話はさせていただいているところです。

また、ご質問の盗難という部分については、確かに最近SUVの車の盗難というのも非常に多いというのは聞いています。基本的にはあくまでも防犯という中で、個人の財産を守るという部分については、大変申し訳ないのですが、自宅への簡易なものというの、例えばサーチライト的なものもあるかと思うので、そういったもので対応してもらい、もしくは犯罪が起きたところの集中的な警察のパトロールとかという形で対応するという形になるかと思いますので、基本的にはそこは、あったということで防犯カメラをつけるということは、現在のところ想定はしておりません。

以上です。

(羽鳥) もう一つ、ちょっと提案というか、こういう事例もあるのですが、ある施設がある家に、非常にそこに行く車で暴走傾向の車がよく走るところがあるのです。そういう地域があるのですが、そういう点において警察に相談しても、警察のほうもなかなか取締りができないと。事故があるまではなかなか動けないようなのがやはり警察のほうの立場らしいのです。そういう点において、結局は行政側で何らかの対応が取れないかと。それもやはり同じような形になって、防犯カメラとかそういう形で、暴走車両のナンバーとか、運転手がどういう人間かということが判明できるような体制ができないかという話も要望としてあります。そういう点についてはいかがですか。

(市民生活部長) 現在のところ、防犯カメラという部分は、記録の日数というのがある程度決められておまして、24時間、原則7日間、ただ市については超える範囲を可能とするということで、現在の防犯カメラ14日間の保存期間になっています。そういう中で、暴走行為云々、多分あるかと思うのですが、あくまでも監視カメラという立場ではありませんので、それが、そこに設置するということが本当に市のほうの防犯という形に役立つのか、もしくは交通安全、警察の中での捜査という形で

活用するということであれば、これ防犯カメラという形ではなくて、警察のほうと協議して対応を取るというような形になるかと思しますので、現在のところそういうような取扱いをさせていただいています。

(羽鳥) それでは、次に移ります。

次なのですが、125ページの防犯灯管理事業の現状と問題点ということと、ちょっと時間の都合もありますので、次の272ページ、これも議場であったのですが、質問が、商店街のにぎわい促進事業の街路灯関連、各商店街に関して、各商店街の例を列挙してほしいということで、これ具体的に私のほうからとしては、元市と富永町、そちらのほうの商店街のほうの状況について、この令和5年度で対応されるかどうかということを含めてお聞きしたいと思っておりますので、2点を併せてお聞きいたします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時46分)



(開議 午前9時47分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市民生活部副部長) それでは、防犯灯の現状と問題点ということですが、今防犯灯については平成25年から27年度にかけて、約8,000基についてLED化を行っております。また、令和3年度末現在では、1万217基のうち9,597基、約94%がLED灯となっております。その中で課題といたしましては、LED灯については、条件にもよりますが、4万時間、10年寿命と言われております。10年、4万時間を経過すると故障率が上昇する形になりますので、今後約1万基に上るLED灯の更新、こちらをどのように更新をしていくかというのが現在の課題となっております。以上です。

(商工観光課長) まず、元市商店会につきましては、令和4年4月1日時点で解散いたしまして、こちらの街路灯につきましては市のほうで今所管、移管を受けまして所管しているような状況でございます。

富永町につきましては、具体的に富永という名前のついた、現在商店街

ですとか街路灯保存会がございませんで、その周辺というか、駅前がいいますと宮本旧中街灯保存会、こちらにつきましては同じく令和4年4月1日時点でこちらのほうに、市のほうに移管、寄附をいただいております。また、あわせて宮本東商店会につきましては、こちらは現在10灯の本数を所有しております、こちらは現在もそちらの商店会のほうで所管、管理されているということでございます。

以上です。

(羽鳥) 防犯灯に関してなのですが、残り5%というところまで来たのですが、この5%がなかなか入替えが難しいという状況ではあるのでしょうか。それとも、何か問題点があるわけではないのでしょうか。その点、まずお聞きをいたします。

(市民生活部副部長) 残りについては、水銀灯やナトリウム灯がございまして、こちらについてはもう生産のほう中止になっておるのですけれども、こちら今ついている、点灯しているものが故障した場合についてLED化を順次進めております。

以上です。

(羽鳥) それでは、次の143ページ、パスポートセンター管理運営事業のことについて、今年度の見積りの予測でよろしいのかお聞きをいたします。

(市民課長) まず、令和4年度の実績といいますか、動向なのですけれども、令和4年4月から6月の3か月の平均と直近の3か月、12月から2月の平均を比べてみますと、4月から6月については、コロナ禍前の比率で約20%です。12月から2月の3か月の平均は、コロナ禍前の約40%になっています。現在、1日の申請件数が10件を超える日もちょっとありますので、あと国のほうでも5月8日にコロナの感染症法上の分類も変わるということを決まっておりますので、今後、回復の兆しもあります。あと、これまで申請を控えていた反動というのもちょうとありますので、コロナ禍前の基準をベースに令和5年度予算は編成しております。以上です。

(羽鳥) 最後に1件聞きますが、たしかコロナ前は3,200件でしたよね、

平均が。それを今回3,000件ぐらいを見越しているというふうに答えた答弁を私覚えているのですが、3,000件で今回賄えるのかと。非常にリバウンド的なものもありますし、コロナは終息したわけではないのですが、皆さんももうこれ以上は遊びに行かないわけにいかないというぐらい耐えに耐えた3年間でしたから、その反動でパスポートのほうの発券も相当増えるのではないかというふうに考えるのです。その点についていかがお考えかをお聞きいたします。

(市民課長) 新型コロナ感染症については、まだ留意すべきところもあります。あと、また世界的な物価高とか、円安とか、あとはウクライナ情勢なんかの国際情勢の不安定なところもありますので、回復の兆しはあるのですけれども、緩やかな回復ではないかなというのもちよっとありますので、一応コロナ禍前の最盛期、平成30年頃を基準として予算編成はしております。

以上です。

(羽鳥) 次の157ページ、国保年金課の中の国民健康保険事業特別会計の、これ事前通告とちよっと、ミスプリがあったのですが、繰出金の推移についてお聞きをいたします。

(国保年金課長) 国民健康保険事業特別会計繰出金の推移ですが、令和3年度決算額7億1,228万628円、4年度補正後予算額7億6,665万8,000円、令和5年度当初予算額7億7,474万6,000円と、年々増加しております。一般会計繰出金の内訳の中では、保険基盤安定繰出金が軽減対象者の増加ですとか税率改正の影響で増加している一方、その他一般会計繰出金のほうは令和9年度の県内での保険税水準の統一等がありますので、そちらについては減少しております。

以上です。

(羽鳥) ちよっと中身について簡単にお聞きするのですが、この繰出金の中というのは、1つとして、保険税の軽減に伴う保険基盤安定負担金に係る繰出金ですよね。2番目に、出産育児一時金に係る繰出金、3目が国保財政安定化支援事業に係る繰出金、4点目、国保事務に必要な経費に係る繰出金、5点目が国保会計支援分に係る繰出金。これちよっ

と私も分からないのですが、6点目として施設管理に係る繰出金と。6つ大まかになっていると聞いておるのですが、その中身について簡単に説明いただけますか。

(国保年金課長) まず、保険基盤安定については、先ほどもご説明させていただいたように、軽減対象者が増えたりですとか、税率改正の影響で均等割額のほうが上がっていますので、こちらの保険税軽減分ですとか保険者支援分を合わせた保険基盤安定については増額となっております。

次に、未就学児の軽減分というのが、こちらは令和4年度から新たに一般会計のほうから繰り出しに入れられたものなのですけれども、こちらについても令和4年度に比べて令和5年度の予算額のほうは増加をしております。

続いて、職員給与費等については、こちらは特に年度によってというところもなく、毎年それぞれの国保の人員ですとか事務の状況で、例えば令和4年度ですと標準システムの導入経費等がありましたので、事務費が増えたりとかというところが多くなったりとかということはあるのですけれども、令和5年度については、令和4年度に対して予算額のほうは減少しております。

それから、出産一時金については、今回条例改正のほうをしておりますので、42万から50万ということになりますので、それに対して繰入金のほうも8万円分の人数分ですか、増えますので、そういった形で令和5年度の繰入額のほうは上がっております。

財政安定化支援事業のほうは、こちらについてはおおむね同じような推移で推移しております。令和4年度よりも若干、令和5年度のほうが下がっております。

それから、最後、その他一般会計繰入金ということで、こちらについては県のほうからも保険税水準の統一に関して解消するよというようにと求められておりますので、こちらについては本市としても段階的に解消していくよというふうな方向で、今回だんだん減少するよな形にはなっておるかと思っております。

以上です。

（羽鳥）時間の都合でちょっと飛びまして、249ページのごみ処理施設等整備基金積立金の総額と算出根拠ということで、総額のほうは今年度末で17億3,700万というふうに理解しておりますので、算出根拠についてお聞きをいたします。

（環境課長）お答えいたします。

現在の算出根拠につきましては、全組合の金額をベースに積立てを行っているものです。しかしながら、現在、埼玉中部環境保全組合で事業が開始されておりますので、埼玉中部環境保全組合で事業費等が示されましたら、それを基に目標金額を設定したいと考えております。

以上です。

（羽鳥）今年度末で17億3,700万円、それでよろしいのですよね。

（環境課長）お答えします。

ご指摘のとおりです。

（羽鳥）そうしますと、やはり6年かけて6億円を使った行田、北本、鴻巣の環境資源組合、そちらにおいて最終的に出た数字が、建設費と20年間のランニングコストで611億という数字が出たのです。これ人口規模も27万人ということで、それで12万人の鴻巣市の負担が約44%と考えたら、271億円を超えるという膨大な額なのです。それを参考にしたら、この17億3,700万円という額が適切かどうかというのは、これはもう明らかな数字になってしまうわけなのです。そういう点において、しないよりはましだろうという考え方でもし行政がやっているのだったら、これは大変な間違いではないかというふうに心配をしております。その点についてどうお考えかを部長にお聞きいたします。

（環境経済部長）お答えいたします。

今羽鳥委員おっしゃったとおり、鴻巣、行田、北本の環境の組合のほうで試算した600億という概算があります。ただ、今回積み立てているところは、その今の600億の中には、委員おっしゃるとおりランニングの部分も入っております。ですから、建築費という部分で中部環境のほうで示されてくれば、まず最初に出ていくのは建築費という部分になりますの

で、その金額を目標に。ランニングの部分については、それぞれの年度でそれぞれの構成市のほうで負担していくという形になると思います。以上です。

（羽鳥）時間の都合で、2つまとめて質問いたします。

251ページの可燃不燃ごみ収集運搬事業と可燃不燃ごみ処分事業の推移が1点。

それともう一つ同時に、253ページの資源物収集運搬事業と資源物処分事業の推移について、再質問いたしませんので、簡潔な答弁をお願いいたします。

（環境課長）お答えします。

可燃不燃ごみ収集運搬事業につきましては、市内にある2,915か所の集積所における燃やせるごみ、燃やせないごみの収集運搬委託費が主なものとなります。こちらにつきましては、令和3年度に単価統一をさせていただき、約2年が経過する中、事業のほうも順調に推移しております。可燃不燃ごみ処分事業につきましては、ここ数年の実績を見ますと、処理量については減少傾向が見られます。

続きまして、資源物収集運搬事業についてですが、こちらにつきましては容器包装類や瓶、缶などの収集が主なものとなっております。令和5年1月1日現在で、資源回収ステーションについては1,492か所に設置されています。なお、こちらの資源回収の単価につきましては、これまで合併等の経緯もあり、トン、月、台などの単価を使用しておりましたが、令和5年度には単価の統一を予定しております。なお、数量については、やはりここ数年減少傾向であります。

また、資源物処分事業については、こちらについても一部のものでは若干の上昇が見られますが、ほとんどが減少傾向となっている状況が見受けられます。

以上です。

（羽鳥）最後の質問です。

一番最後の321ページの自主防災組織等支援事業の現状と今後の展開についてお聞きいたします。



（危機管理課長）自主防災会、自主防災組織に対し、防災活動の費用や必要な防災資機材の整備費用の一部を補助するなど、地域コミュニティがお互いに支援を行う共助の取組を促進するため、自主防災組織の結成と活動、それから推進を目的として支援をしております。

令和5年1月1日現在、組織数は119組織、全体の組織率は73.8%となっております。令和4年度は、現在のところ新規結成はございませんが、ここ数年、3団体程度の新たに結成していただいているところでございます。今後も自主防災組織に対し、共助の取組を促進するため、出前講座や広報等でのPRを引き続き積極的に行っていきたいと考えております。

以上です。

（羽鳥）例年どおりの予算の計上なものですから、3団体しか増えていないというのが直近の状況だということのを聞いたのですが、これだとやはりもう頭打ちになってしまっていると思うのです。新たな展開を考えなければいけないと思っておるのですが、その点は考慮されていませんか。

（危機管理課長）こちら、結成を促すために新しいマニュアルを作成したり、また出前講座については私ども、今年度は全ての要望に対して対応しております。そのような形で促進を促しております。

以上でございます。

（羽鳥）結局かたくなに自主防災組織をつくられない地域があるわけです。そこに対しての働きかけというものが新たに必要ではないかというふうに思っておるのですが、いかがでしょうか。といたしますのも、震災以降、もう優に10年過ぎて、記憶も薄らいでいる、このような状況において新たな震災または災害が起きた場合、また大変な被害が生じます。そういうことを踏まえて注意喚起をすることがやはり行政は必要だと思うのです。そういう点においては、ここで新たな考えの下、新たな展開をぜひとも検討いただきたいと思います。いかがお考えかをお聞きいたします。

（危機管理課長）近年、鴻巣市では大きな災害はなかったのですが、周りの都道府県では大災害が起きております。これを受けて、自主防災組

織に対する会長さんの意識も高いところがございます。先日も防災講演会を開催したところ多くの方にご来場いただきました。そういった結成がなかなか困難なところがございますが、自治会のほうから言われているのは、今なかなかコロナで難しいところがあると。ただ、コロナが収束したら、ぜひ結成に前向きになりたいということでお話を伺っておりますので、そういった機会を捉えながら積極的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

(羽鳥) 鴻巣市内においても、コロナ蔓延以降、3年ぶりにパンジーマラソンも始まったわけです。もうコロナが明け始めているという、ちょうどいいタイミングなので、ここで危機管理監、どうですか。鴻巣市に新しい種を植える上で、この自主防災会の新たな展開、考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(危機管理監) 自主防災組織の件でございますけれども、委員ご指摘のとおり、確かに共助というのは大変重要なことだというふうに捉えております。例えばかたくなに結成をしないというようなお話もありましたが、うちのほうの職員も地域に出向いて結成の働きをお願いしたりとかというふうな取組も行っております。何分、やはりまずは自主防災組織というものがどういうもので、こういった形で必要なのだという、そういったところをご理解いただくというのが大変重要なことだと思っております。一足飛びに何かぼんと結成率が大幅に上がるというのはなかなか難しいことだと思うのですけれども、やはり広報紙ですとか、あとホームページ等、いろんな媒体を活用して、そこら辺の自主防災組織の必要性、そういったものを丁寧に粘り強く市民の方、自治会の方にお知らせしていくという形で対応していきたいと、そのように考えております。以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時09分)



(開議 午前10時28分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

商工観光課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

(商工観光課長) 先ほど大塚委員からのご質問ございまして、ひな人形の保管場所につきまして、先ほど2か所というふうに回答させていただきましたけれども、花久の里の分につきましては、委員ご指摘のとおり、旧長澤接骨院ですか、そちらのほうに実際に保管されておりました、花久の里のほうで実際管理されているというふうに確認が取れましたので、3か所という形で訂正のほうをお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

(委員長) 発言の訂正については、ご了承願います。

なお、字句等につきましては委員長に一任願います。

(小泉) それでは、121ページのA Iを活用した交通安全対策事業について質問します。

ほかの委員からも質問があったように、このとりっぷを活用するというところで、例えばD Xの推進ということで答弁がありましたけれども、これ実際ホームページに載せたときに現場を見に行く予定でいるのかどうか、その辺ちょっとまず伺いたいと思います。

(市民生活部副部長) 特に危険な箇所については交通安全対策のほうも検討していきたいと思っておりますので、現場の確認のほうはしたいと思っております。

(小泉) 現場を確認するというのであれば、119ページの交通安全啓発事業、これと含めてカーナビの急ブレーキデータ、その点も踏まえて現場を見た中にその辺の連携とかというのですか、ここ本当に危ないぞというところと絡めて看板設置とか、あと委員の課が違うのですけれども、道路課との連携とかというのですか、その辺のことは考えているのかどうか、それちょっと伺います。

(市民生活部副部長) 急ブレーキのデータを活用した事業とこちらのA Iの活用の事業、どちらも交通事故の未然防止を図るという部分で目的は同じでございますので、他の対策を図るに当たって他の部署とも協議をしながら、今後両方を連携して、事業のほうを連携して実施していき

たいと思っております。

（小泉） それでは、317ページの消防団運営事業について伺います。

この説明の中で機能別消防団員の導入ということであったのですけれども、その辺はどのように団員のほうを確保するのか伺います。

（危機管理課長） 大規模災害にのみ出動を限定した消防団のOBを想定して今消防団本部と検討しております。

以上でございます。

（小泉） そうすると、OBを団員として確保するという事だったのですけれども、それ詰所というのですか、どこか詰所を置くとか、その辺はどのように考えているのか伺います。

（危機管理課長） 機能別消防団には、器具置場等、それから待機場所等は確保しない予定です。

以上です。

（小泉） 詰所を用意しないということであれば、今ある現状の詰所、その現在ある、元いた団員、OBということで、そのOBがいたところの団を使って大規模災害のときに応援する、応援という形というのですか、その中で応援するような形で人を募るようなイメージということでしょうか。

（危機管理課長） その点についても現在検討協議を進めております。全国的には、消防団本部、例えばですが、副団長の指揮下に入る、もしくは分団長、元のOBの分団の指揮下に入るといったところもございます。その運用については、現在検討しているところでございます。

以上です。

（小泉） あと、機能別消防団員ということで、その報酬というのですか、報酬的なものはどのように考えているのでしょうか。

（危機管理課長） 報酬については、年額報酬を払っているところもございますし、または出動の出動報酬のみを払っているところもございます。こちらの報酬についても現在検討しているところでございます。

以上でございます。

（小泉） それは、これからの機能別ということで、まだ払っては、これ

からということですのでいいのですよね。OBに対しては、まだこれからということですのでいいのですよね。機能別消防団員をこれから検討するということですのでいいのですよね。今の答弁だと、もう払っているって、今。そうではなくて、それは今の現在の団員ということですよ。ではなくて、機能別団員をこれから導入するに当たって、そのOBに対してはどのように報酬を払うかということ、ちょっと今の質問はそういう感じですよ。これからのということです。

(危機管理課長) 現在、出動の報酬の支払い、もしくは年報酬の支払いについては、今後機能別消防団を導入するに当たりまして、全国的な動向、それから近隣市の状況を参考にして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(小泉) あと、消防団員、今現在の団員の処遇改善ということでも説明の中であったのですけれども、県内の市町村の平均は今幾らなのかと。今の現在の報酬と、今後どのぐらいの報酬を、見直しについて、上げる、下げる、いろいろあるかと思うのですけれども、それはどのように考えているのでしょうか。

(危機管理課長) 現在、埼玉県消防団員の、普通の団員の年額報酬が6万1,600円です。現在鴻巣市が5万400円ですので、約1万円以上の差がございます。処遇改善に当たっては、県平均以上の金額ということで現在検討を進めているところでございます。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時36分)



(開議 午前10時36分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(坂本) それでは、通告はさせていただいたのですが、前任者の質問等で解決しているものについては省いていきたいと思っております。

まず、34ページのし尿くみ取り手数料570万ということで、まず鴻巣市内、

鴻巣地域、吹上地域、川里地域に分けて、まだくみ取りのお宅の件数とか、そういう情報があれば伺います。

（環境課長）お答えします。

令和4年4月現在ではありますが、くみ取り利用世帯につきましては市内で484世帯となっています。内訳につきましては、鴻巣地域287世帯、吹上地域112世帯、川里地域85世帯となっております。以上です。

（坂本）この情報、件数は伺えたのですけれども、市のほうとして個別のどこのお宅がくみ取りだとかという情報は控えているのでしょうか。把握しているのでしょうか。伺います。

（環境課長）こちらのくみ取りをご利用いただいている世帯の方には、本市で委託業者による回収を行っているのですけれども、くみ取りのカードがございまして、それを業者を通して利用世帯に配付していることから、市でも把握しておりますし、回収業者のほうでも把握はしております。

以上です。

（坂本）分かりました。

それで、続きまして56ページの合併処理浄化槽設置整備事業費奨励交付金ということで600万とあるのと、それから歳出のほうでは248ページの合併処理浄化槽設置補助事業ということで1,653万1,000円ということになっております。細かく中身を見れば分かることなのですが、国と県と市で大体3分の1ずつを負担し合っているという考え方でよかったですでしょうか、伺います。

（環境課長）お答えします。

委員ご指摘のとおりです。

（坂本）こういう情報も控えているのでしょうか。例えば令和3年度から令和4年度に移る間に、合併処理浄化槽の設置によってくみ取りが何件減ったとか、そういう情報とかというのは控えているのでしょうか、伺います。また、分かれば数字も伺います。

（環境課長）お答えいたします。

参考ではありますが、令和4年3月末時点で市内の合併浄化槽の件数が3,430基、単独処理浄化槽の基数が3,818基となっています。合併処理浄化槽の普及率は47.3%で、昨年ですが、本市の補助制度を活用していただいて浄化槽を導入していただいた件数については、令和3年度36基、令和4年については30基となっております。新設に絡む合併処理浄化槽のお宅等というのはちょっと把握ができておりませんので、あくまでも補助に対する件数のみの把握となっております。

以上です。

（坂本）くみ取りの世帯が3年度何世帯あって、4年度何世帯に減ったという情報はありますか、伺います。

（環境課長）お答えします。

令和3年4月時点では570世帯、令和4年4月では484世帯となっております。

以上です。

（坂本）この奨励金がかみ取りが減ることに非常に寄与しているということを確認することができたかなというふうに思っております。

それで、この費用が例えば100万とか、200万とか、導入するのに、くみ取りから変えるときにかかると思うのですけれども、大体どれぐらいの補助率になるのか伺います。

（環境課長）お答えします。

補助につきましては、それぞれご利用していただくご家庭によって人槽が異なると思われませんが、本市のほうでは5人槽、7人槽、10人槽の合併処理浄化槽の設置等について補助を行っております。補助の内訳としましては、本体工事費、処分費、配管費のほうに補助を出しております。5人槽を例に申し上げますと、平均の工事費が約110万円、本体工事費に係る補助が35万2,000円、処分費に係る補助が5万円、配管費の補助が10万円となっております。合計で、仮に110万円の工事費といたしますと、そのうちの約2分の1の50万2,000円が補助をさせていただいている状況です。

以上です。

(坂本) この補助事業については、多分まず先着順ということでよかったかどうか伺います。

(環境課長) お答えします。

そのとおりです。

(坂本) そうすると、そのとき導入したかったのだけれども、ちょっと自分間に合わなかったよとかというケースは来年度ありそうなのかどうか、その辺の見込みを伺います。

(環境課長) お答えします。

こちらの補助につきましては、着工前に申請をいただいて、完了後に補助をお出しするような仕組みになっております。ある一定程度の工事期間も必要となりますので、時期に応じて、例えば年度末で補助を確認していただいているというのであれば、来年度にずらすというような方法もあると思いますので、現時点ではそのような間に合わなかったというような声は聞いておりません。

以上です。

(坂本) 大体分かりました。

それで、最後に伺いたいのが、鴻巣市にくみ取りの貸家を所有している、鴻巣市に住んでいない所有者がいる、そういう、だから大家さんは鴻巣市の人ではなくて、だけれども住んでいる人は当然その人は鴻巣市内の住居なので、鴻巣市内にあるくみ取り便槽のお宅だという場合のときというのは補助を受けられるのかどうか伺います。

(環境課長) お答えします。

補助に関しましては、あくまでも専用住宅なので、ご自身のお宅、お持ちの方が合併浄化槽等に転換していただけるという場合の補助ですので、その場合は補助はちょっと難しいかなと考えております。

以上です。

(坂本) 貸家は難しいというお答えでよかったかどうか伺います。

(環境課長) そのとおりです。

(坂本) その件分かりました。

続きまして、108ページの自治会活動支援事業ということで、自治会って



いろいろな部署と関連していると思いますけれども、自治会とか町内会への支援金については自治振興課がこの支援事業の中でお出ししていると思うのですけれども、他の部署との関係とか、あとは自治振興課が中心になって何かをやるのかとか、多岐にわたっているので、その辺ってどういう考え方なのか伺います。

（市民生活部長）自治振興課で自治会の取りまとめ、設立から補助金の関係あります。補助については、それぞれ自治会に対して報償金というものと交付金というものを交付させていただいています。参考に、報償金については均等割が1万円、世帯について1世帯当たり315円、交付金については均等割が2万円、世帯割が600円という形で助成をさせていただいています。そういう中で、各自治会のほうから要望等ある場合については、まず第一には自治振興課のほうで窓口的なものをさせていただいています。例えば交通安全的なものという部分であれば、当然自治振興課のほうで交通安全対策がありますので、その部分をやっているという部分。他部署ということになりますと、基本的にはご紹介をさせていただくとかという形で取り扱っていますけれども、主立って自治会自体が地域住民との自治会活動ということになりますので、他自治体との交流だとか、活動を紹介するとか、そういった形で取組をさせていただいているところで、ご質問の他部署のという形になると、あくまでも第一部門で、直接その原課に行くのではなくて、まず自治振興課のほうに来て、こういうことについては、例えばごみだとかというのは環境のほうにだとかという形でつなぎをさせていただいているところです。

以上です。

（坂本）自治会長さん、町内会長さんは2年で交代したりとか、もしくはずっと長くやっという方もいらっしゃると思うのですけれども、基本的には自治振興課が主たる窓口という考え方でよろしいのか。本当に長い方は、もう直接福祉に行ってしまうたり、いろいろできると思いますけれども、そういう考え方でいいのか伺います。

（市民生活部長）ご指摘のとおり、各自治会によって会長さん、また委員さんの任期のほうが変わります。慣れている自治会長さんによっては、

直接関係部署のところにご相談いただく場合もありますし、新任の自治会長さんがお見えになった場合については、それぞれの窓口につなぐというような役目を自治振興課のほうで担っているところです。

以上です。

（坂本）今の件分かりました。

続きまして、112ページ、花のコミュニティづくり事業です。この事業については、前任者からも質問がありました。幾つかの団体があるということなのですが、これ例えばなのですけれども、新しく自分たちもやってみたいと思ったときに、そういう団体が増えていくということが可能なのか伺います。

（商工観光課長）昨日もお答えしましたけれども、今現在、団体数13団体ございますけれども、花のまちづくりというところで担当課としても進めているところがございますので、ぜひご相談いただければ、その数については当然増やしていくというふうに考えております。

以上です。

（坂本）新しく頑張っていきたいというところがあれば、相談すれば可能かもしれないということによかったか、再度伺います。

（商工観光課長）ぜひ事前にご相談いただければ、その団体数についてはどんどん増やしていきたいというふうに考えております。

以上です。

（坂本）今のところ分かりました。ありがとうございます。

それから、124ページの地域防犯体制支援事業でございます。自主防災とか、防犯とか、そういうことに関わると言うのですけれども、先週の日曜日、3月の5日に黄色いタオルによる安否確認訓練というのを自分の所属する町内会の隣の町内会でやったので、消防の分団の分団員として参加させていただきました。参加をするその前にやはり町内会長さんと役員さん、それから班長さんが集まって打合せをする中で、セールスの方が各家を回っていると。それで、どういうセールスかという、屋根の修理で、ちょっと壊れているみたいなので見させてくださいと言って屋根に上って、これはその来た人がそういう人かどうかは分からないの

だけれども、自分たちで勝手に壊しておいて、ここ壊れているから直せますよとか、あとは保険使えますよという、そういう営業があるらしいのだけれども、そういうものの周知とか、どうにかしてもらえないかという意見が出ました。すみません。多分ここにある部署の中で、どこかでそれはやれるのかなと思うのですが、今のところいいのか。もしかすると防犯対策啓発事業のほうなのかどうか、その辺伺います。

（市民生活部長）基本的に、屋根の修繕とかよく、縁の下のどうのこうのとかってあるかと思うのですけれども、お困りの際は、恐らく消費生活センターだとか、そういったところになるかと思うのです。我々青色パトロールというのをやっていて、その中で振り込め詐欺とかというのは周知はしているところなのですが、言い方悪いのですけれども、訪問販売的なものも周知すると言われると、その辺については今後検討するかというところはあるかと思うのですけれども、現在のところ振り込め詐欺だとか交通安全とかという中で青色パトロールやっていますので、動向を見ながら警察ともちょっと相談してという形にはなるかとは思っているのですけれども、一応そういうことになります。

以上です。

（坂本）ちなみに、そういう営業で困ったとか、それから大きな金額を請求されたとかという事例が、他市とかでは聞いてはいますけれども、本市ではあったかどうか分かれば伺います。

（市民生活部長）恐らくそういったものは事例的にはあるかと思うのですが、大変申し訳ないのですが、防犯というよりは、一度そういう契約だとかという話になってくると消費生活センターという形になるので、ちょっと部署が、やさしさ支援課とか、そちらのほうにご相談いただいている案件だと思いますので、実態についてはちょっと把握はしておりません。

以上です。

（坂本）分かりました。ちょっと部署が違うので、お答えできないということなので、了解しました。またそちらのほうで伺えたらと思います。引き続きなのですが、140ページのマイナンバーカード交付事業というと

ころがあります。今、私の父親と母親も、ちょっと90を超えていますけれども、作ることになりました。それで、受け取りの予約をしようと思ったら、2週間後とかそれぐらいになっております。それで、多分相当申請も混んでいたりとかすると思うのですが、現状はどうなっているか伺います。

(市民課長) 現状、毎週国のほうから申請件数だとか交付件数だとかって報告が来ています。直近の2月末現在では、約70%弱の方が申請をしております。交付率につきましては、2月末現在で61.3%になっていきますので、交付していない方、約1万件弱います。2月末ですので、マイナポイントとかもちょっとありますので、これが5月末が期限になりますので、この5月末までに未交付の人、交付をしなくてはいけないというのがあります。直近の交付状況なのですが、2月の交付状況につきましては約3,800件ぐらいです。なので、これ鴻巣市だけに限らないのですけれども、どこも同じような状況で、同じ人口規模であれば1万件ぐらいの未交付者がいると想定していますので、5月末までに確実に交付できるように、今担当のほうと交付体制、今なかなか予約が取れないという話だったと思うのですが、現状は1月の中旬から予約なしでも受け付けるように、本庁に限るのですけれども、受け付けておりますので、そういうところを利用して交付のほう受けていただけたらと思っています。

以上です。

(坂本) 今予約なくてもという話は、申請についてですか。受け取りというのものもあるではないですか。それはどうなっているか伺います。

(市民課長) 受け取りについて予約なしでもやっているということです。以上です。

(坂本) 申請もですか、そうすると。

(市民課長) 申請につきましては、特に予約は設けておりませんので、来ていただければ申請のほうはサポートすることは可能です。

以上です。

(坂本) ちなみに、私の両親は吹上支所で受け取ることになっています。

そうすると、吹上支所に、実はもう既に受け取りの期限を、たしか2月24日だと思うのですけれども、受け取りの期限が書いてあるはがきが来ています。そして、受け取りの期限が来ているのだけれども、受け取りの期限が来てしまっても大丈夫ですよというふうな返事を電話でいただいております。それで、予約をしようと思ったら3月を過ぎないと予約ができないというようなことだったと思うのですけれども、それが、では予約しなくても、ただし、ではどこにマイナンバーカードが保管されているのか。行ってみたら、それは本所に行かないとないのか、吹上支所に置いてあるのかが分からないのですけれども、その辺は、すみません、かなり個人的な話になってしまいますけれども、どうなっているのでしょうか。

（市民課長）今現在、支所におきましては端末の台数とかの制限もちょっとありますので、支所については予約のみの受付になっております。当然予約のみですので、カードのほうも予約された方のみしかありませんので、もし予約が入れば吹上のほうにあるのですけれども、予約がない場合は鴻巣市の本庁のほうにカードのほうはあります。

以上です。

（坂本）分かりました。そうすると、鴻巣の本庁に来れば予約しなくても受け取れるということで、本人が来て、必要書類がそろってれば受け取れるということでよかったか伺います。

（市民課長）そのとおりでございます。

以上です。

（坂本）分かりました。

続きまして、256ページの鴻巣勤労青少年ホーム管理運営事業と、それから吹上勤労青少年ホーム管理運営事業ですが、来年度の予算がついておりますが、これはいつまでの分なのでしょうか。一応予定としてはどこかのタイミングでこの勤労青少年ホームはなくなっていくということだったと思うのですけれども、いつまでの分という考え方が伺います。

（商工観光課長）両施設とも来年度いっぱいとなります。実際の所管替えについては、6年の4月1日以降という形でございます。

以上です。

(坂本) 分かりました。

それから、264ページの農地活用促進事業がございまして、ここに人材派遣ってなっているのですけれども、これはどういう人材を派遣されるのか伺います。

(農政課長) 農地中間管理事業の事務の流れなのですけれども、土地所有者が農地中間管理機構に土地を貸し付けます。それを受けて、中間管理機構が今度耕作者に転貸している状況でございます。この土地所有者と中間管理機構において契約等に関する事務が行われている状況の中で、機構と耕作者の契約等に関する事務を中間管理機構に代わって市町村がその事務を受託しています。その事務に関して、本市においては専属的に行う方を人材派遣会社を通して派遣していただいている状況となっております。この費用につきましては、国の補助を活用させていただいております。その費用負担の割合につきましては、10分の10国の補助を活用させていただいているような、そのような状況となっております。

以上です。

(坂本) この人材というのは、ちょっと特殊なことをある程度理解していないとできないことですか。専門的な知識がないとできないような気もするのですが、それを人材派遣会社が準備できるのかどうか伺います。

(農政課長) この事務につきましては、いわゆる契約に関する事務、いわゆる書類作成などの支援となっております。なので、パソコンが使えることが大前提となっております。その事務につきましては当初市の職員がいろいろご指導させていただいた上で行っております。その方は、今年度で同じ方が人材派遣会社から毎年派遣されておりました。継続して行っておりますので、かなりもうその事務の取扱いにつきましては任せられる人材となっておりますので、特に我々としては大変助けられているような状況となっているのが実情でございます。

以上です。

(坂本) 事情が分かりました。

続きまして、同じ264ページの経営継承・発展支援事業ということで200万  
ついております。その内容について、どのようなことをやるのか伺いま  
す。

（農政課長）事業概要についてでございますけれども、地域の農地利用  
等を担う経営体、これを確保するために、中心経営体から経営に関する  
いわゆる主宰権と言われる権利の移譲を受けた後継者が経営の発展に取  
り組む事業と併せて行う事業について支援するものとなります。まず、  
前提といたしまして経営権が移譲されていること、さらに新たな取組と  
しまして、例えば新たな品種などの導入ですとか、就業環境の改善、営  
農の省力化、省人化、データを活用した経営の実践などに取り組むこと  
によって支援が受けられるというような事業となっております。  
以上です。

（坂本）この事業の担当課としての事業評価というのでしょうか、うま  
くいっているとか、どんな評価になっているか伺います。

（農政課長）今年度1件取り組んだ農業者さんがおられまして、この方  
は花卉生産者でございます。経営が移譲されていることが前提、それ  
は当然のことながら行っております。それプラス経営の省力化というこ  
とで、農業用の機械を取り入れることによって作業効率が、農業者の負  
担が軽減されるような機械化に取り組んでおります。ですので、事業の  
成果という点で見ますと、農業者が高齢化されていること、経営移譲さ  
れていますので、若い方に経営が移管されているので、データを活用し  
たものであったりですとか、新たな機械を導入することに取り組んでお  
りますので、効果というものに関しては非常に、農業者にとってはいい  
ものが得られているというふうに認識しております。  
以上です。

（坂本）分かりました。

最後に、264ページの道の駅整備プロジェクト事業の中の道の駅整備事業  
で、たしか道の駅は7年ぐらいで、どこをスタートにして7年かちょっ  
と曖昧なのですが、7年ぐらいで完成していくというような予定  
だったと思うのですが、現状と完成までのスケジュールというのでしよ

うか、その辺概略伺います。

(道の駅整備プロジェクト課長) それでは、お答えいたします。

まず、現状ですけれども、令和4年度、今年度につきましては、盛土造成工事、アクセス道路整備の実施設計、また用地取得、さらに管理運営候補者を選定し、事業を進めております。今後、来年度につきましては、地域振興施設や駐車場などの施設の基本実施設計、それにアクセス道路の整備工事、またアクセス道路の整備用地取得を予定しております。今後につきましては、令和8年度内の開業を予定しておりますが、国との一体型事業でもあることから、今後も引き続き国と歩調を合わせながら進めていければと考えております。

以上です。

(坂本) 令和8年度内の完成を見込んでいるということなのですが、その可能性というのでしょうか、実現の可能性というか、何とかなりそうだとか、その辺はなかなか難しいと思うのですけれども、その辺の感触というのはいかがでしょうか、伺います。

(道の駅整備プロジェクト課長) 来年度に予定しております建物及び外構の実施設計、この中で設計を進めていく中でさらに詳細なスケジュールというのをお示しすることができると思いますので、現時点では令和8年度開業予定を目指していきたいと考えております。

以上です。

(副委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時09分)



(開議 午前11時10分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。



初めに、反対討論はありませんか。

（諏訪）では、議案第30号、令和5年度一般会計の予算に反対の立場で討論いたします。

昨年、日本共産党は市民の方にアンケートを取りました。そのアンケートの内容は、今の皆さんの生活の実態、そして市政に願うものという形でアンケートを取りまして、多くの方からお寄せいただきました。そのアンケートの結果に基づきまして、昨年12月の初旬に市長宛てに予算要望書を80項目以上にわたって提出をしまいいりました。その多くが今回投影されているなどは感じております。ただ、2点にわたって、どうしてもこれは市民の方々からいただいた要望にそぐわないということで反対をさせていただきます。

1つは、新ごみ処理施設の事業でございます。もう既に3市町が建設地に関しまして郷地安養寺で基本合意をしたという報道もされておりますけれども、この郷地安養寺に関しましては、前回の行田市との関係もあり、白紙に戻ったところで始まっておりますが、その大きな要因として郷地安養寺では納得ができないというものでした。ここがやはりきちんと市民の皆さんも郷地安養寺でよいのかどうか納得がされておりません。その中で鴻巣市としてどうしていくのだというのが姿勢が見えない予算となっております。先ほど懇話会に関しましては、当初の懇話会のメンバーの構成のまま今回も予算計上がされております。その構成メンバーは、やはり郷地安養寺の自治会の方々と、あとはそれぞれの立場の方が参加されておりますけれども、まずここが1点大きな課題となっていると感じております。多額の税金が投与されるであろう新ごみ処理施設は、やはり市民の多くの皆さんの協働の中で建設をされるべきだと思います。そこが1点です。

もう一点がマイナンバーカードの件です。既に市民の70%の方が申請をされて、交付は61%ということでございますけれども、日々市民課の窓口大混乱しています。そして、市民課の予算の中には、もう既にその大混乱を見越したと思われる人員配置の予算となっております。日本共産党は、マイナンバーのシステムそのものに、制度そのものに反対をして

おります。大きなIT企業が参加をしてのこのシステムでございますけれども、依然として情報漏えいの問題、また国民健康保険の情報がひもづけされるという中で、既にもう国民健康保険証として使われておりますけれども、医療機関の窓口では混乱がまだ起きているという情報もございます。マイナンバー制度そのものに反対をする立場から、今回も反対といたします。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第30号 令和5年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時15分)



(開議 午前11時29分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第23号 令和4年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(永沼) 議案第23号について質問いたします。

4 ページにあります繰越明許費、ご説明の中で特定健康診査等事業の中でプレゼントの発送のことだったのですけれども、これいつ抽せんして、当せん者は何人、そして発送はいつになるのか、その3点ですか、お聞きしたいと思います。

(国保年金課長) お答えさせていただきます。

まず、令和4年度の抽せん等まだ行っていませんので、一応3年度の実績といたしますか、そちらでまずご報告させていただきます。まず、最初の2月に受診した方の結果というのが5月の中旬ぐらいに分かりますので、そこで全部の受診者というのが確定をします。その後、国保の資格の確認ですとか対象者の抽出などを行いまして、6月の中旬に当せん者のほうを決定いたしました。それと同時に、当せん者にお贈りする記念品等購入をしまして、7月の中旬に当せん通知のほうを発送をしております。

こちら記念品のほうでございますけれども、一応こちらは令和4年度の予定ということなのですけれども、まずA賞からF賞までございまして、初めて受診と3年以上連続受診ということで、こちらで合計で728名の方に記念品のほうをお贈りをいたします。内容といたしましては、A賞が一応今のところ掃除機のほうを2名の方、それからB賞として電動歯ブラシを6名の方、それからC賞としまして特保のお茶を、こちらを30名の方、それからD賞としましてこのすシネマの映画券をペアで30組60名の方、それからE賞として鉢花のほう30名の方と、あとF賞ということでひなちゃんオリジナルタオルというのをこちらで作っておりますので、そちらを600名の方、あとそれ以外に年度末年齢が40歳の方で受診した方、先ほどの抽せんに漏れた方にもひなちゃんオリジナルタオルのほうを一応お贈りするというふうな予定になっております。

以上です。

(永沼) 今のは令和3年度の実績ということのご説明でよかったのでしょうか。

(国保年金課長) スケジュールについては実績でございますけれども、

商品については一応令和４年度、今後購入する、お贈りするふうな商品ということになっています。

（永沼）分かりました。混在して何かご説明されたので、令和３年度の全てのものだとちょっと聞いてしまったのですが、商品のほうは令和４年度についての景品ということで説明されたということなのですね。

（国保年金課長）おっしゃるとおりでございます。

（永沼）スケジュールについては、令和３年とほぼほぼ一緒ということによろしいでしょうか。

（国保年金課長）ちょっとこちらで見る限り、受診者が確定してから当せん者を決定をして商品を贈るまでが、若干この期間が長いように感じますので、ここを並行に進めることによって商品の発送時期というのはもっと早めることができるかと思っておりますので、そういった方向でちょっと進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第23号 令和４年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時37分)



(開議 午前11時38分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第27号 令和4年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) 議案第27号について質問いたします。

9ページのところの後期高齢者医療広域連合納付金事業、歳入歳出と連動しているのですけれども、医療保険料の増加に伴うものということなのですが、医療保険増加についての具体的な説明というのを伺います。

(国保年金課長) 当初予算のほうは、広域連合から票数の増加や所得変動を基に全体の調定見込額が示されまして、それを本市のほうで過去の実績から特別徴収を7割、普通徴収を3割として予算計上のほうをしておりました。しかしながら、近年の一定の所得がある団塊の世代が年齢到達により年度の途中から後期高齢者となるため、普通徴収の調定が多いことから、特別徴収を減額し、普通徴収を増額をしております。

以上です。

(永沼) 一定の所得の方が普通徴収の方が多くなったというご説明かと思うのですが、何人増えているのかというのを把握していれば教えてください。

(国保年金課長) すみません。人数のほうはすぐにはちょっとお答えが、申し訳ありません、できないのですけれども、通常、先ほど申し上げたように特別徴収のほうは7割、普通徴収のほうは3割ぐらいということで、広域連合のほうから示される見込み調定額を案分をしておったので

すけれども、実際のところ、団塊の世代は後期高齢者になることによって普通徴収の方が増えておりまして、現状、この補正後の予算で申し上げますと、大体66.5%ぐらいの方が特別徴収で、普通徴収の方が33.5%ぐらいというふうな形になりますので、実際我々の当初の見込みよりも、特別徴収の方よりも普通徴収の方がちょっと増えているというような現状かと思えます。

(永沼) 当初の7割、3割から普通徴収の人が3.5%増えたということによろしいのですね。

(国保年金課長) おっしゃるとおりです。

(市民生活部長) 補足だけちょっとさせていただくと、先ほど言った当初予算は、あくまでも後期広域連合が示す数値で、1人当たりの調定金額、被保険者数の見込みというので計上しています。令和4年当初だと1万8,419人になります。令和5年度が1万9,498。5年度で1,050人ぐらい増えるという中です。割合が変わるのは、団塊の世代が普通徴収に一気に入ってきますので、特別徴収にならないということで、今までは課長が答弁したとおり7割、3割ということで計画とほぼ変わらなかったのですけれども、団塊の世代が一遍に入ってくる人数が多いので、しかもある一定の収入のある方になるので、それで割合が当初とちょっと変わっているということになります。ですから、現在の当初のやつだと1万8,419人で、人数のほうは1月末の被保険者で申し上げますと1万8,247人という形になっています。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第27号 令和4年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時45分)



(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第31号 令和5年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) では、質疑通告のほうでは滞納している方の人数と滞納額ということで通告を出しているのですけれども、その前に何点かお伺いしたいなと思っております。

ここ3年間でコロナ関係で受診控えがあったということで先ほどもご説明がありましたけれども、新年度に関しては受診控えを少し払拭するような医療給付費ということでご説明をいただいておりますけれども、歳出のところ、これはどういった計算の状況になるのでしょうか。給付費が増加するということでは、受診控えがどの程度あったのかとかという、そういった根拠となるものというのはいくつかあるのでしょうか。

(国保年金課長) 根拠ということなのですが、まず資料の2-1の表の①を御覧いただければと思うのですが、令和2年度の1人

当たり医療費のほうで33万9,276円ということですが、こちらが令和3年度には37万4,305円ということで、1人当たり3万5,029円ですか、増えておりますので、そういったことから令和2年度というのが受診控えで皆さんが受診されなくなったということで、1人当たりの医療費も減っているというような状況です。3年度は、逆に受診控えがある程度解消したということで、1人当たり医療費のほうも先ほど申し上げた3万5,000円前後増えておりますので、こういったところから見ましても受診控えの影響があったのかなというふうに推測されるかと思っております。

（諏訪）受診控えといいますか、もともと基礎疾患や何かがある方が毎月行っていた診察を2か月に1回にしたというようなことも含めての受診控えなのか、それとも医療機関のほうでなかなか受診ができにくい状況だったのか、その辺はどうなのでしょう。

（国保年金課長）ちょっと詳しい数字はあれなのですが、ちょっと以前調べたときに、高齢者の方というのはそれほど受診控えをされておらなかったのかなと。ですから、ある程度、基礎疾患なり持病等があって定期的に通院をされていた方が多いのかなというふうに思います。一方、国保の方というのは、高齢者の方よりはその辺の受診控えの傾向というのが顕著だったということかと思っておりますので、軽度な病気等であれば、自分で例えばドラッグストアでお薬を買って治療するとか、そういった形で医療機関のほう受診をされなかったのかなとかというふうにちょっと今考えています。

（諏訪）そうしましたら、もともと通告をしてあります国保税の滞納をしている世帯、人数とその額を教えてください。

（国保年金課長）こちら、令和3年度の決算の数字でちょっとお答えをさせていただきたいと思っております。現年度分だけの滞納世帯数が448世帯、滞納額のほうで3,098万3,790円。続きまして、滞納繰越分のみ世帯が554世帯、滞納額のほうで7,317万6,592円。それから、現年度と滞納繰越分、両方滞納のある方という方で348世帯、滞納額のほうで8,627万1,263円。全て合わせますと1,350世帯の、滞納額のほうで1億9,043万



1,645円となります。

以上です。

(諏訪) ただいま滞納世帯と金額、教えていただきました。令和4年度は保険税が上がった年。毎年上がっているのですけれども、その上がった影響がまた出てくるかなと思うのですけれども、全体では、滞納繰越しと現年度と両方滞納している世帯が1,350世帯あるということなのですけれども、この数字をどのように執行部は捉えていらっしゃるのかというのを伺いたいと思います。

(国保年金課長) こちらが多いとか少ないとか、そういうふうなお話でしょうか。実際の滞納額とか滞納世帯数がこちらのほうから考えるに多いのか少ないのかとか、そういった見解というか、そういったご質問。

(はい、そうですの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時25分)



(開議 午後1時25分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(国保年金課長) 背景としては、実際の徴収というのは収税対策課のほうで行っておりますので、その詳細については分かりかねる部分もあるのですけれども、基本的に国民健康保険税につきましては前年度の収入に対して翌年度に課税されるというような形となりますので、そういった中でその翌年度の収入状況等が大きく変わった場合等に納付等が困難になるということが1つ想定されるのかなというふうには思っております。それ以外にも、それぞれ個人々人といえますか、その状況によって理由は様々あるかと思えますけれども、一つには、前年度のご収入に対して翌年度課税するという中で、収入状況が激変した場合にやっぱりちょっと納付が困難になったりするというような状況が考えられるのかなというふうには考えております。

以上です。

(諏訪) 国保の仕組みといえますか、普通お仕事されている方々が入っ

ている協会けんぽなどでは事業者が保険料の半額を受け持ってくれる、本人は実際には保険料の半額を納めるというような仕組みになっております。ですので、国保のほうは全額その方が保険税を納めなければならないということと、実際には所得が200万円ぐらいの方でも保険税が13%、14%ということになりますので、その部分でやはり割合としてはすごく高いと思っているのですけれども、やはり実際に払えないねというのが多くの市民の声だと思うのですけれども、この保険税をそういった下げるといふことのお考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

(国保年金課長) まず、社会保険のほうは事業主負担があるというふうなお話でしたけれども、国民健康保険のほうでも収入が一定基準以下であれば7割、5割、2割というような軽減のほうもございます。国民健康保険税につきましては、あくまでも皆さんがかかった医療給付費を賄うためにお願いしているものでありますので、その保険税を現状から下げるといふふうな考えはございません。

(諏訪) 昨年度もコロナ禍においてコロナでお仕事ができなくなった方が実際に給付のほうをお願いをできる傷病手当がありますが、今回、前年度より傷病手当の予算のほう膨らんでおりますけれども、これはどういった理由からでしょうか。

(国保年金課長) 傷病手当金につきましては、実際何件ぐらい請求が上がってくるのかというのが正直分らないところではあるのですけれども、実際、今年度につきましてもかなりの件数が今まで申請されております。12月末現在で32件、128万7,747円の申請がございまして、その状況がまた今年2類から5類になるとかという部分もあるのですけれども、ひとまず100万円ということによって予算のほうは立てさせていただいております。

以上です。

(諏訪) 傷病手当の件は、今回コロナ禍でやはり注目もされて、申請される方も多くなったかと思っておりますけれども、それは結果的にはよかったと思っております。引き続き現在のものと同じぐらいの予算を取っているということによろしいですね。

(国保年金課長) そうです。おっしゃるとおりです。

(永沼) 459ページになるのですが、表では資料2-1の真ん中より下にある出産育児金支給事業なのですが、単純に計算すると50万掛ける60人で3,000万というような感じかなと思うのですが、この60人の根拠というのはどういったところから出てくるのですか。

(国保年金課長) こちらにつきましては、令和2年度、3年度の実績ですとか、今年度の支給状況等を勘案しまして60件ということで予算措置のほうをしております。

(永沼) それでは、具体的に令和2年、3年、また途中ですけれども、令和4年度の出産件数というか、出産人数を教えてください。

(国保年金課長) 令和2年度が43件、令和3年度が51件、こちら令和4年度は12月末現在になります。28件となります。

(永沼) 令和4年度の12月末に比べると、この60人、結構多いような気もするのですけれども、どうなのですか。

(国保年金課長) コロナのある程度受診控えが解消されたということで、一時は出産を見送っているというか、そういった方もいらしたのかなというふうには考えております。また、国のほうでも出産一時金のほうが増額するということがありますので、そういった期待も込めまして今回60件というような予算を一応見積りとしております。

以上です。

(永沼) 次に、463ページになります。463ページの保健衛生普及事業の中の18、負担金、補助及び交付金の中に4種類の負担金または助成金が出ておまして、2段目の人間ドックと保養施設、脳ドックについては、さっきの資料2-2の右上のほうの表6のところ是件数とかが載っているのですが、糖尿病性腎症重症化予防対策事業負担金とか、これは何人という形で計算しているのか、ちょっとその辺を人間ドック、保養施設、脳ドックも併せて教えてください。

(国保年金課長) 糖尿病性腎症重症化予防対策事業負担金でございますけれども、こちらは埼玉県国保連合会が行う共同事業になっておまして、こちらについては国保連合会からの指示額を予算計上しております。

それから、人間ドックのほうは、一応こちらは1,300件というふうに見積りをしております。保養所のほうは、こちらは800件、それから脳ドックのほうは180件というふうな件数で見込んでおります。

以上です。

(永沼) 人間ドック、脳ドック、保養施設の関係は表のとおりのお答えだと思っておりますが、この件数というのは、どのような計算でこの件数が出てきているのですか。

(国保年金課長) こちら、人間ドックについては助成額の限度額というのが2万7,000円でございますので、その2万7,000円の1,300件分ということで3,510万円というふうな予算を計上しております。

(永沼) すみません。人数の出し方です。金額のことではなくて。

(国保年金課長) 申し訳ございません。こちらの件数につきましても、先ほど申し上げたとおり、令和2年度ないし3年度、もしくは今年度の実績を勘案をしまして、件数については見込みを立てております。

(永沼) 人間ドック、脳ドックについては少し多めに見ているような感じがするのですが、これはコロナが緩和してきているとか、そういう状況を鑑みて少し上乘せしているような感じなのですか。

(国保年金課長) 委員おっしゃるとおりコロナが収束というところもございませぬけれども、我々としてもたくさんの方に受診していただきたいというような気持ちも含めて多少多めに予算としては取っております。以上です。

(大塚) 質問は1か所です。459ページ、出産一時金のところですが、今定例会の議案第19号でも金額が増えたということで議論がありました。このときはあえて伺うこともしなかったのですが、19号のときの説明の中で50万円の金額については平均額であるというふうに答弁があったと記憶をしております。この50万円が出産に係る平均額という出し方というか、捉え方、何をもって平均50万円となっているのか、その点はいかがでしょうか。

(国保年金課長) 平均額というのは全国での平均額ということになりますので、どうしても都市部といえますか、都市部と例えば地方とかとい

うことだと、やはり料金等も開きがあるかなというふうには思いますので、その平均がということかと思います。

(大塚) そうしますと、埼玉県は比較的都市部に属するのかなとちょっと思うのです。1つの例を申し上げますが、例えば令和3年で22万円、令和4年の8月で17万、令和4年の11月で16万、この3つは、たまたま我が身内で3人お産をしまして、一時金以外に幾ら足りなかったの、納めたのというのを聞いたところ、22、17、16という金額なのです。当然それ42を引いた話なので、結局50万、60万の世界になっているのです、全体だと。50万では足りないということですかね。なぜか知りませんが、分娩の医療機関によっては、2人目以降は何か割引があったり、なかったり、いろいろサービスがあるらしいのですが、そうはいっても合計額だと50万では到底足りない。当然出産に至るまでの間、昔でいう十月十日、実際はそんなに長くないのですけれども、その間ありとあらゆる費用が当然かかるわけなので、出産に係る部分の負担を軽減するという意味では、ちょっと平均50万という捉え方と果たして、今回は増額になりましたけれども、これからどうなるのかな。例えば子育て環境をうたっているわけではないですか。そうすると、産むのも鴻巣で、育てるのも鴻巣でというような、それ別にこちらの国保年金関係だけではなくて全体的話になってしまうのですが、そういったこともやっぱり視野に入れながら、鴻巣は産みやすいよ、育てやすいよというまちづくりをするためにも、今後何かやっぱりもう一回、2回ぐらいは手を加えたほうが効果が出るのかなとちょっと思っているのです。平均が50万というのは全国の平均。埼玉はその中でもやや高めだろうということにしても、足りない分を皆さんおおむね現金で払っているわけなので、そこら辺今後どうでしょう。何か策を講じることはあり得るのか、可能なのか、どうでしょうか。

(国保年金課長) 今年の本市の出産をされた方の直近までの36件のうちの34件の方が直接支払い制度を利用しておりますので、そちらの方のちょっと平均というのを今回出してみたところ、平均で約56万2,000円ぐらいの妊婦負担合計金額というふうな形になっております。ただ、こちら

の中には室料差額であったり、産科医療補償制度の掛金であったり、その他の雑費ということで、文書料なり、お祝い膳みたいなものとか、そういったものも含めての金額になっていますので、そういったものを除くと、本市の場合47万8,000円ぐらいの平均になるのかなというところですので、ですから、また出産一時金のほうを上げるとなると、また医療機関のほうもそれに追随して、たちごっこで上げるとか、そういったこともあるのかなというふうには思っています。ですから、今回42万から50万って8万円の大幅な増額になっておりますので、また令和9年度には保険税水準の準統一等もごさいますので、そういった中で県内での出産一時金の給付水準の平均化というか、平準化みたいなものもある程度求められると思いますので、やはり国の動向を今後も注視していくということになるのかなというふうには考えています。

以上です。

(大塚) 今後に期待をするところではありますが、できたらそういった意味ではまめにデータを取られて、本当に安心して出産ができるということをやっぱりある程度目に見える形でやったほうがまちづくりにも効果はあると思います。個人的なことを申し上げては申し訳ないのですが、私の長女の場合は、お産の数日前にちょっと異常があって何日間か余計に入院したのです。当然その分もかかってくるわけなのです。皆さんが間違いなく健康体で出産できるという保証はありませんので、そういったことも含めて2倍も3倍も一時金でというのは必要ないのですけれども、ある程度間に合う範囲で、安心して産めた、病院からうちに帰ってこられたという何か安心感を感じていただけるような、やっぱり鴻巣独自の政策といいますか、対応があればいいと思うのですが、今後検討はしていただける可能性があるということではいかがでしょうか。

(国保年金課長) 出産一時金につきましては、先ほどおっしゃっていただいたように定期的に平均的な負担額等を集計するなりして、実際の生の現実の動向というのをよく把握した上で、施策のほうにも反映させたいというふうに考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) では、国保予算に反対の討論をいたします。

令和3年度の滞納でございましたけれども、現年分が448世帯、繰越分が554世帯、合わせて1,350世帯、とても大きな数だと思います。実際には加入されている世帯数というのが令和3年度は1万6,259世帯ですので、この世帯で滞納世帯を割りますと12% (P.55 発言の訂正あり) の世帯が滞納ということになります。大変な、今年度は特に保険税の値上がりがありました。毎年これが続くというのが予想されていまして、これ以上やはり払えない保険税にしてはならないと思います。ということで反対です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時49分)



(開議 午後1時50分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(諏訪) では、発言の訂正をお願いいたします。

先ほど滞納世帯、パーセンテージで報告いたしましたけれども、パーセントだけ外していただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(委員長) 発言の訂正については、ご了承願います。

なお、字句その他につきまして委員長に一任願います。

次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第31号 令和5年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時51分)



(開議 午後2時03分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第36号 令和5年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(諏訪) 後期高齢の保険なのですが、医療費の窓口負担が10月1日から2倍になっているのですけれども、その影響というのはまだレセプトでは分からないかと思うのですけれども、先ほども出ましたけれども、受診控えだとか、あとはそういった2倍化に対してのご相談などは市役所のほうに来ているかどうか伺いたいと思います。

(国保年金課長) 窓口のほうで受診控えですとか、特にご相談というのは担当のほうからも聞いておりません。ただ、保険証を9月にお送りしたときに、1割から2割になる方については、何で2割になるのかとか、その前にも自分が1割なのか2割に該当するのかとか、そういったご相談というか、問合せ等は多数ございました。

以上です。

(諏訪) では、もともと通告をしておりました保険料の滞納がある方の世帯等をお願いいたします。

(国保年金課長) お答えいたします。



こちら先ほどの国保税と同じように3年度の決算の状況で申し上げさせていただきます。まず、現年度分の滞納者数、こちらは世帯ではなくて個人単位になりますので、滞納者数が46人、滞納額のほうは101万3,900円。滞納繰越分のみの方が14人、こちらが68万3,350円。現年と滞繰、両方滞納のある方が18人、滞納額のほうは188万1,000円。全て合わせますと78人、滞納額のほうは357万8,250円となります。

(諏訪) 国民健康保険ですと、滞納が長引いたりしますと保険証の資格証というものが出されたりするのですけれども、後期高齢の方でも資格証などの発行はあるのでしょうか。

(国保年金課長) 資格証のほうはございませんが、短期証ということで期間の短い保険証の方というのは数名おられます。

(諏訪) 後期高齢者というのは75歳以上の方ですけれども、短期証が出されていて、実際に滞納額をお支払いにならないと正式な保険証に替わらないというところで、実際にご本人がいらっしゃって払って、短期証からちゃんとした保険証に替わるというようなプロセスというのは、大体どのぐらいの期間かかっているのでしょうか。

(国保年金課長) 短期証だった方が一般証になる方もおられるのですけれども、短期証の方については臨宅をして納付相談等も、こちらのほうからそういった話もするのですけれども、なかなか高齢ということもあって話が進まなかったりとか、そういう状況もありますので、ちょっと一概にはどのぐらいでというところで申し上げられないのですけれども、ちゃんと納付計画を立てていただいて、その計画どおりに実行していただければ短期証から一般証にということはあるかと思うのですけれども、正直、短期証の方は固定した方がずっとみたいなところも一部ありますので、なかなかその辺ちょっと難しい部分もあるのかなとは思っています。

(諏訪) 実際に納められない方が78名いらっしゃるというところで、この方々への、要するに実際に税金相談に来ていただいて、計画的に支払っていただくというようなことになると思うのです。これちょっともう所管が替わってしまっていてあれなのではけれども、どうなのでしょうと思

っているのですけれども、年齢的に非常に高い方々がこういった状況に陥っているわけです。そのお支払いができないというご相談というのはどんなふうに行われているのか伺いたいと思います。

（国保年金課長）逆に我々としては相談をしていただければ相談の余地があるのですけれども、出向いてもご本人が娘でないと分からないとかいろいろ、なかなか自分事として認識していただけなかったりだとか、例えば申告をしていただければ軽減が利いて保険料が安くなるのに、こちらが申告書を持って行って書いてくださいって言ってもなかなか、娘でないと分からないとかって言って取り合ってくれなかったりとか、いろいろあるので、こちらとしては逆に、ご本人でなくても、ご家族でも結構なので、納税相談の交渉のテーブルに着いていただければ我々としても相談の余地があるのですけれども、高齢化とか今核家族化で、高齢者の単身世帯なんかだと、移動手段もですし、いろいろ身体的な部分もあるので、なかなかそういった部分も、こちらから出向いてもちょっとうまくいかないという部分も正直なところではあるので、こちらとしては機会を見て、ご本人でなくても、ご家族でも結構なので、そういった状況をちょっと認識していただいて、できれば早期に滞納を解消するような、そういった相談に乗っていただければなというふうには思っています。

（諏訪）後期高齢医療に関しては、やはり75歳以上ということで、ご本人と様々なことのお話をする上で困難性が出てくるのかなと思っているのですけれども、新たに、これはちょっと別の庁舎内のことになりますけれども、重層支援という事業が今度始まっています。そういったところとのタイアップをして、その方が本当に何でお困りなのかというようなことも含めて相談できる制度というのですか、そういったものを庁舎内の中で検討するというようなことにはならないでしょうか。

（国保年金課長）重層支援ということですが、例えば我々が臨宅訪問をして、明らかに何か問題のあるご家庭だとかというのが認識ができれば福祉課の重層支援の担当のほうにつなぐとかということはあるかと思いますが、一般的な単純な滞納だけとかということになって

しまうと、ちょっとそこまでの重層支援というところまではいかないのかなというふうには思っています。ですから、ご本人が何か家族間で暴力があるですとか、本人が認知でいろいろ徘徊するとか、問題行動があるとかということであればあれですけれども、訪問等をしたときにも特段そういった何か、虐待されているだとか、何もそういった状況が見受けられないということであれば、我々のほうから福祉課のほうにつなぐとか、何か逆に事象があって相談等があれば福祉課のほうにつなぐということはあるかと思えますけれども、なかなか我々も目の当たりにしないと、ちょっと滞納だけということでは難しいかなというふうには思っています。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(諏訪) 保険料の額なのですけれども、令和2年、3年度から令和4年、5年度までの1人当たりの保険料の額の推移を見ますと、やはり引上げとなっております。このような中で物価高がやはり高齢者も襲っていますので、そういった意味でも保険料を下げる方策を考えていただきたいということをお願いして反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論ありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第36号 令和5年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手多数 )

( 委員長 ) 挙手多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

( 閉会 午後 2 時 2 5 分 )